

令和4年4月

守口市立学校 保護者 様

守口市教育委員会

タブレット端末の使用について

本市では、市立小・中・義務教育学校のすべての児童生徒に一人一台タブレット端末を貸与しています。これは、児童生徒が個々の学び方に合わせて主体的に学習し、今後必要となる資質能力である情報活用能力を身に付けることなどを目的としています。また、新型コロナウイルス感染症等による臨時休業等で、やむを得ず学校に登校できないときも学習の遅れが生じないように、オンライン学習等により、子どもたちの学びを保障するものとなります。

このタブレット端末を効果的に、かつ「安心・安全」に活用できるよう使用のルールを含む「タブレット端末利用に関するガイドライン」を定めました。ガイドラインは守口市ホームページに掲載するなど端末を通じていつでも見られるようにし、子どもたちに指導してまいります。ぜひご家庭でも子どもたちと一緒にご確認ください。

なお、本端末は児童生徒に貸与するもので、卒業時に返却いただきます。故障や破損等に関しては、下記のとおりご理解とご対応をお願いいたします。

記

1. 「タブレット端末利用に関するガイドライン」等について

守口市立学校タブレット端末使用要領
守口市立学校「タブレット端末使用のルール」について
タブレット端末使用のルール／～おうちの人や先生といっしょによもう～タブレット端末使用のルール
タブレット端末等の弁償に関する取扱基準
教育委員会ホームページ <https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/moriguchishikyoikusenta/index.html>



2. 故障等への対応について

(1) 連絡先

故障・破損等の際は必ず学校へ連絡ください。

(2) 修理・交換が必要な場合

守口市教育委員会を通じて修理・交換を行います。故意またはガイドラインの趣旨を逸脱して使用することにより破損した場合などには、費用の負担をお願いしなければならないこともあります。

(3) 保険

現在加入している保険があるご家庭は、補償内容について保険会社に確認されることをおすすめします。保険への加入はあくまでも任意ですが、「大阪府PTA協議会総合保障制度」等の保険には、貸与物等についての補償もありますので、詳細はご確認ください。

3. 安全性（セキュリティ）について

インターネット上の不適切なサイトへのアクセスを制限するため、守口市教育委員会がフィルタリングの設定をしています。ご家庭でもインターネット利用のルールやモラルについてご指導ください。

4. 家庭の通信環境について

子どもたちが興味をもって学びを深めたり、学習用アプリケーションを使って主体的に学ぶことができるよう、いつでもインターネットに接続できる環境が必要です。インターネットやWi-Fi接続など、ご家庭で通信環境の整備をお願いいたします。経済的な理由により困難な場合は教育委員会へご相談ください。

問い合わせ：守口市教育委員会 教育センター 電話 06-6997-0703